

神戸製鉄所火力発電所（仮称）設置計画
環境影響評価方法書に対する意見書

平成 27 年 8 月 17 日

にしよどがわこうがいそしょうげんこくだん べんごだん
西淀川公害訴訟原告団・弁護団

原告団長 森脇 君雄・弁護団長 井関 和彦

大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル 2 階

<連絡先>06-6475-0790

こうべこうがいかんじやとかぞくのかい
神戸公害患者と家族の会

会長 川野 達雄

神戸市長田区細田町 6-1-7-204

<連絡先>078-641-4797

にしよどがわこうがいかんじやとかぞくのかい
西淀川公害患者と家族の会

会長 森脇 君雄

大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル 2 階

<連絡先>06-6475-0790

おおさかこうがいかんじやのかいれんごうかい
大阪公害患者の会連合会

会長 森脇 君雄

大阪市西淀川区千舟 1-1-1 あおぞらビル 2 階

<連絡先>06-6475-0790

※環境影響評価法施行規則第 4 条の規定により、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）は必ずご記入願います。

環境影響評価法第 8 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を、次のとおり提出する。

意見の内容及びその理由

（別紙）

（1 枚に記載しきれない場合は、裏面(続き)をご使用ください。）

【備考】

提出先：〒651-8585 神戸市中央区脇浜海岸通 2 丁目 2 番 4 号

株式会社神戸製鋼所 電力事業企画推進本部 西日本電力プロジェクト部 宛

（神戸製鉄所コミュニティセンター、BB プラザ神戸では、備え付けの意見書箱に投函できます。）

提出期限：平成 27 年 8 月 17 日（月）まで（郵送は当日消印有効。意見書箱での受付は午後 5 時まで。）

【注】

- ・ご記入いただいた個人情報は、環境影響評価法に基づく手続きだけに使用し、他の目的に使用する事はございません。
- ・弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入いただいた個人情報は適正に取り扱う事としております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

意見の内容及びその理由

製鉄所高炉の停止によって巨大排出源がなくなったが、跡地に石炭火力発電所の増設。大気汚染非悪化の原則からいえば、新たな発電所の稼働は、最新技術を駆使したとしても長期・大量に大気汚染物質を排出し、間違いなく現状より大気環境を悪化させる。

大気汚染による環境影響評価の対象としている 20Km 圏内には、4000 人を超える公害認定患者が生活している。また、学校保健統計による幼稚園から高校までのぜん息罹患者は 5 万人を超えると推計される。こうした呼吸器系に疾病を抱えるものにとって大気汚染の悪化は疾病の増悪に直結しており、「増設しても環境基準を超えないから大丈夫」などというものではない。

ましてや、同地域（20Km 圏）では国が環境基準を定めている PM2.5 と光化学オキシダントのいずれも広範囲で環境基準を満たしていない。公害患者をはじめリスクを抱える者にとって、これ以上の大気汚染排出源の建設は決して容認できるものではない。

さらに御社は大気汚染公害訴訟のかつての被告企業であり、20 年前に約束した同訴訟和解時の「発言内容」を守る義務と責任がある。和解の当事者である公害患者への説明責任を果たすことは、御社の最低限の責任である。以下、方法書への意見を述べる。

<大気汚染物質>

■ 硫黄酸化物（Sox）、窒素酸化物（Nox）、浮遊粒子状物質

- 高濃度がとなる運転開始、終了時を含めて評価の対象とすること。
- 排出量は機種ごとに異なるので、すべての機種で測定すること。
- 燃料となる石炭の種類ごとに評価をすること。
- 排出量を最小化する技術選択をした上、技術ごとに評価すること。
- 稼働中の石炭火力発電所及び附帯設備等の固定発生源、石炭搬入時の船舶、残滓搬出等の移動発生源等との総合評価を季節変化もふまえて評価すること。

■ 微小粒子状物質（PM2.5）

PM2.5 は、一般局（18）で 7 局、すべての自排局（14：うち 1 局は年間有効測定日数未満）で環境基準に適合していない。発電所周辺（半径 20Km 圏）の PM2.5 による大気汚染は広域かつ深刻で、高濃度汚染の現状を中国大陸からの広域移流だけでは説明することができない。光化学オキシダントも環境基準を上回る状況が続いている。

経産大臣意見は配慮書への意見で、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（NOxPM 法）の対策地域に指定されている。また、大気汚染物質の環境基準を達成していない地点も存在する。大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境についても十分な配慮を行うこと」と述べている。これらを踏まえて以下の評価を実施すること。

- 既設の発電所、道路を含む附帯施設の環境対策を実施し、環境基準を下回る具体策を評価すること。環境基準を上回る現状の改善こそ急務で、新增設などあり得ない。

■ 粉塵

- 石炭搬入時の船舶、残滓搬出等の移動発生源等との総合評価を季節変化もふまえて飛散の評価をすること。

■ 重金属

- 水銀をはじめ重金属類を広範囲に評価すること。水銀については、大気汚染防止法の改正、その後の法規制の整備を待つことなく、大気中への排出が限りなくゼロになるような具体的な除去技術を複数選択し比較評価すること。

■ 環境保全協定

神戸市長は配慮書への意見書で、「既設の発電所、製鉄所及び本計画の発電所を合わせた大気汚染物質の総排出量等については、少なくとも本市と締結している環境保全協定の協定値を上回ることはないよう、環境保全対策に万全を帰されたい」と述べているが、現行協定値は発電所立地の条件とは異なる。

- 「神戸市と締結している環境保全協定の値を上回らない」(経産大臣意見)の言う「協定値」は、既設発電所プラス製鉄所となっており、高炉と発電所の排出量を下回るのは当然で、新增設後の基準にはならない。既設発電所の排出削減を含めて総量をどうやって減らすかの視点に欠ける。発電所の新增設より協定値の見直しこそ最優先の課題である。
- 方法書を貫いているのは、いずれの評価項目でも「環境基準をクリアすれば良い」という考えに基づいており、「環境基準までは排出して良い」としか読めない。大気汚染は人の健康に重大な影響を与えることから国による規制の対象となっており、現状の改善と非悪化が原則隣っていることを自覚するべきである。

■ 健康調査

- 石炭火力発電所周辺住民の健康調査を実施すること。文科省の「学校保健統計」などによる文献調査、環境省の大気汚染に関わる環境保健サーベイランス調査」の手法や知見を活用し、稼働前と稼働後の調査を行い公表すること。

以上